

役員給与規程

平成4年6月24日

規程第6号

改正	平成4年12月22日	規程第15号
改正	平成5年11月26日	規程第7号
改正	平成6年6月27日	規程第3号
改正	平成6年8月8日	規程第4号
改正	平成6年11月11日	規程第7号
改正	平成7年10月27日	規程第4号
改正	平成8年12月19日	規程第2号
改正	平成10年1月12日	規程第5号
改正	平成10年3月31日	規程第7号
改正	平成10年6月30日	規程第3号
改正	平成10年11月16日	規程第4号
改正	平成13年10月29日	規程第3号
改正	平成14年6月26日	規程第1号
改正	平成14年7月1日	規程第3号
改正	平成14年11月29日	規程第6号
改正	平成15年7月1日	規程第7号
改正	平成15年11月25日	規程第12号
改正	平成16年7月1日	規程第7号
改正	平成17年11月30日	規程第6号
改正	平成21年6月26日	規程第3号
改正	平成22年3月30日	規程第9号

(目的)

第1条 この規程は、財団法人介護労働安定センター（以下「センター」という。）の役員給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）の給与は、俸給、通勤手当、特別調整手当、期末手当及び勤勉手当とする。

- 2 非常勤の役員（以下「非常勤役員」という。）の給与は、俸給とする。
- 3 センタ - の業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

（給与の直接支払い）

第3条 役員の給与は、法令に基づきその役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接本人に支給する。

（俸給の額）

第4条 寄附行為第21条第1項の報酬を与えることができる者は、次の者とし、次の各号に掲げる額を支給する。ただし、監事については、職務内容を勘案し理事長が別に定める者とする。

（1） 理事長（常勤） 月額 710,000円

（2） 監事（非常勤） 年額 3,600,000円

（特別調整手当の月額）

第5条 常勤役員の特別調整手当の月額は、俸給の月額に100分の12を乗じて得た額とする。

（給与の支給日）

第6条 常勤役員の給与（期末手当を除く、次条において同じ。）は、月の1日から末日までの期間につき、その月額をその月の16日に支給する。ただし、16日が職員就業規則第11条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは前日、（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）に支給するものとする。ただし、非常勤役員の給与については、別に定める。

（新たに常勤役員となった者及び常勤役員でなくなった者の給与）

第7条 新たに常勤役員となった者には、その日から給与を支給する。

- 2 常勤役員が離職したときは、その日まで給与を支給する。
- 3 常勤役員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給与を支給する場合であって、その月の1日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与の額は、その月の日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

（期末手当）

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基

準日」という。)に、それぞれ在職する常勤役員に対して、基準日が6月1日である分については6月30日、12月1日である分については12月10日(これらの日が休日等に当たるときは、これらの日の前日(これらの日の前日も休日等に当たるときは、その日前において、これらの日に最も近い休日等でない日)に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、基準日(退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日)現在において当該常勤役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に一般職の職員の給与等に関する法律(昭和25年法律第95号)第19条の4第2項中「指定職俸給表の適用を受ける職員」に対する支給割合を乗じて得た額とする。

(勤勉手当)

第9条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対し、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、基準日が6月1日である分については6月30日、12月1日である分については12月10日(これらの日が休日等に当たるときの取扱は、前条第1項の取扱を準用する。)に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給割合は、一般職の職員の給与に関する法律第19条の7第2項第1号口に規定する職員に対する支給割合を準用する割合を基準とし、当該常勤役員の勤務成績に応じて、2.0から0.0の率を乗じて得た支給割合の範囲内とする。
- 3 前条第2項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。

(通勤手当)

第10条 常勤役員の通勤手当の支給に関しては、職員給与規程第21条の規定を準用する。

(実施に関し必要な事項)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成4年6月24日規程第6号)

この規程は、平成4年6月1日から実施する。

附 則(平成4年12月22日規程第15号)

- 1 この改正は、平成4年12月22日から実施し、平成4年6月1日から適用する。
- 2 改正後の役員給与規程を適用する場合には、改正前の役員給与規程の規程に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規程による給与の内払とみなす。

附 則（平成5年11月26日規程第7号）

- 1 この改正は、平成5年11月26日から実施し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の役員給与規程を適用する場合には、改正前の役員給与規程の規程に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規程による給与の内払とみなす。

附 則（平成6年6月27日規程第3号）

この改正は、平成6年7月1日から実施する。

附 則（平成6年8月8日規程第4号）

- 1 この改正は、平成6年8月8日から実施し、平成6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の役員給与規程を適用する場合には、改正前の役員給与規程の規程に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規程による給与の内払とみなす。

附 則（平成6年11月11日規程第7号）

- 1 この改正は、平成6年11月11日から実施し、平成6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の役員給与規程を適用する場合には、改正前の役員給与規程の規程に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規程による給与の内払とみなす。

附 則（平成7年10月27日規程第4号）

- 1 この改正は、平成7年10月27日から実施し、平成7年4月1日から適用する。
- 2 改正後の役員給与規程を適用する場合には、改正前の役員給与規程の規程に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規程による給与の内払とみなす。

附 則（平成8年12月19日規程第1号）

- 1 この改正は、平成8年12月19日から実施し、平成8年4月1日から適用する。
- 2 改正後の役員給与規程を適用する場合には、改正前の役員給与規程の規程に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規程による給与の内払とみなす。

なす。

附 則（平成10年1月12日規程第5号）

- 1 この改正は、平成10年1月12日から実施し、平成9年12月1日から適用する。
- 2 改正後の役員給与規程を適用する場合には、改正前の役員給与規程の規程に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規程による給与の内払とみなす。

附 則（平成10年3月31日規程第7号）

この改正は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成10年6月30日規程第3号）

この改正は、平成10年7月1日から適用する。

附 則（平成10年11月16日規程第4号）

- 1 この改正は、平成10年11月16日から実施し、平成10年4月1日から適用する。
ただし、理事長の俸給額は、平成10年7月1日から適用することとする。
- 2 改正後の役員給与規程を適用する場合には、改正前の役員給与規程の規程に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規程による給与の内払とみなす。

附 則（平成13年10月29日規程第3号）

この改正は、平成13年11月1日から適用する。

附 則（平成14年6月26日規程第2号）

この改正は、平成14年6月26日から実施し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成14年7月1日規程第3号）

この改正は、平成14年7月1日から実施する。

附 則（平成14年11月29日規程第6号）

- 1 この改正は、平成14年12月1日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規程は平成15年4月1日から適用する。
- 2 平成14年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の役員給与規程（以下

「改正後の規程」という。)第8条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となる場合は、期末特別手当は、支給しない。

(1)平成14年12月1日(期末特別手当について改正後の規程第8条第1項後段の規定の適用を受ける常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日。)まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち本俸及び本俸月額の変動により額が変動することとなる給与(次号において「本俸等」という。)の額の合計額

(2)継続在職期間について改正後の規程の規定による本俸月額の額により算定した場合の本俸等の額の合計額

附 則(平成15年7月1日規程第7号)

この改正は、平成15年7月1日から適用する。

附 則(平成15年11月25日規程第12号)

1 この改正は、平成15年12月1日から施行する。

2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、改正後の役員給与規程第8条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は、期末手当は、支給しない。

(1)平成15年4月1日において役員が受けるべき俸給、特別調整手当及び通勤手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあっては、当該月数から在職しなかった期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2)平成15年6月に支給された期末手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

3 前項第1号の基礎額又は第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成16年7月1日規程第7号)

この改正は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年11月30日規程第6号）

- 1 この改正は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の役員給与規程第8条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - （1）平成17年4月1日において役員が受けるべき俸給、特別調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあっては、当該月数から在職しなかった期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - （2）平成17年6月に支給された期末手当の額に100分の0.36を乗じて得た額
- 3 前項第1号の基礎額又は第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成21年6月26日規程第3号）

- 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第8条第2項及び第9条第2項に規定する支給割合については、一般職の職員の給与に関する法律附則第8項に規定する支給割合を準用して適用する。
- 2 この改正は、平成21年6月26日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規程第9号）

- 1 第4条第2号の規定にかかわらず、本規程の施行の日現在において在籍する本規程が適用される監事については、同号に規定する額「3,600,000円」を「4,080,000円」と読み替える。
- 2 この改正は、平成22年4月1日から施行する。